

まんのう 農業委員会だより



第21号

令和6年3月1日発行



WCS用稲の刈取り（仲南地区）

編集・発行

まんのう町農業委員会（まんのう町役場2階農林課内）
まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

ごあいさつ

まんのう町農業委員会 会長 中 浦 優



皆様には日頃より農業委員会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本町農業委員会は、19名の農業委員と26名の農地利用最適化推進委員で活動しており、町の農地・農業を守る為、委員一同、農地利用の最適化の推進に向けて取り組んでおります。

近年は国際情勢の不安により、食料の安全保障が脅かされ、さらに燃料や肥料等の農業資材の価格高騰により農業経営が苦しい年が続いております。政府は食料安全保障の強化に向け、農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」や農地法等を改正する予定であり、農政を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。我々も新たな時代の流れに対応していかなければなりません。

また、農業に関する地域計画を令和6年度中に策定することが求められており、去年は座談会を2回実施し地域の方々と意見交換を行いました。多数ご出席いただき心より御礼申し上げます。これからも計画策定に向けて、地域農家の皆様と協力し、一体となって活動を進めていきたいと考えております。今後とも一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

こんなときはご相談を

●農地の売買（農地法第3条）

農地を耕作する目的で農地のまま売買・贈与をする場合、農業委員会の許可が必要となります。

●農地の転用（農地法第4条・第5条）

農地を農地以外の用途（住宅・事業用地等）に転用する場合、農業委員会を経由して県知事の許可が必要となります。

●農地の貸借・解約（農地法・基盤強化促進法・機構法）

農地を耕作する目的で農地のまま貸借する場合、申請が必要となります。
貸借の解約の場合、解約書等の提出が必要となります。

○申請は**毎月5日**までに農業委員会にご提出ください。

○定例会を**毎月20日**に開催し審議しています。

※日程は前後する場合がありますので、まんのう町ホームページ等でご確認ください。



遊休農地の調査

毎年8月から10月にかけて農地の利用状況を調査しています。調査後、現に耕作されていない遊休農地の所有者に対して、農地利用の意向（貸付希望、耕作意思等）を確認しています。ご協力をよろしくお願い致します。

再生利用が困難な農地と判定した農地については所有者へ非農地通知を行い地目変更する場合があります。

農地の管理について

耕作がされていない農地では草や木が繁茂し、虫の発生や野生鳥獣の棲み処になることもあり、近隣の方に被害が出る恐れがあります。所有者・耕作者等の方は、草刈り等の適正な管理をしていただきますようよろしくお願いします。また、地域の慣習に合わせ、畦畔や農道についても同様に管理をお願いします。

近隣農地の草が伸びて困っているという相談が多くなっています。農業委員会にて所有者等へ管理のお願い文書を送付しますが、農業委員会で草刈り等はできませんのでご了承ください。あくまでも管理は所有者等の責務となります。

(参考 農地法第2条の2)

(農地について権利を有する者の責務)

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

農薬は周りに配慮し正しく使用しましょう

- ・散布は無風又は風が弱い時に行い、散布方法を工夫する等の飛散防止対策をし、周囲に危害を与えない!
- ・事前に周知するなどし、周囲の方への最大限の配慮と細心の注意を!

相続登記の申請が義務化されます(令和6年4月1日から)

正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象です。

相続登記がされていない農地は、売買や貸借、転用等の権利移動を行う際に様々な問題が生じます。農地を相続した時は相続登記をお願いします。

詳細は、法務局や専門家(司法書士等)にご相談ください。

地域計画について

「地域計画」とは・・・農地や農業を守る為に、地域の現状や課題、将来の在り方等を地域で話し合っ
て目標等を定めるものです。

農業経営基盤強化促進法が改正され令和5年4月1日に施行されました。改正により農業に関する地域計画を令和6年度末までに策定しなければなりません。まんのう町では農業委員会が主体となり計画策定に取り組んでいます。

地域別に座談会を開催していますので、参加をお願いします。

5年水張りルールについて(水田活用の直接支払交付金)

令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象となりません。

水張りは、**水稲の作付けにより確認することを基本**とします。

ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ①湛水管理を1ヶ月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

お問い合わせ先 (中国四国農政局 香川県拠点 TEL: 087-883-6503)

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

あなたがお住まいの地域を担当している
農業委員・農地利用最適化推進委員に
お気軽にご相談ください。



農業委員会は、農地の貸し借り、売り買い、
宅地などへの転用、その他農地や農業に関す
ることについて相談を随時受け付けていま
す。

地区名	委員	氏 名	電話番号	地区名	委員	氏 名	電話番号
琴南地区	農業委員	雨 霧 弘 造田	85-2648	満濃地区	農業委員	三 原 俊 雄 炭所東	79-2693
		山 口 靖 永 中通	84-2770			黒 木 輝 美 炭所西	79-2476
		西 岡 登士男 勝浦	84-2538			鈴 木 多計士 長尾	79-2798
	農地利用最適化推進委員	中 山 孝 明 造田	85-2152			高 橋 豊 文 吉野	79-2834
		宮 川 竜 次 造田	85-2776			秦 守 吉野	79-3441
		小 山 明 男 中通	85-2951			松 浦 功 岸上	73-3309
		松 葉 隆 司 勝浦	84-2721			栗 田 美 博 四條	73-4125
		兼 若 香寿美 川東	84-2259			中 浦 優 吉野下	73-5029
仲南地区	農業委員	林 一 典 七箇	77-2667			近 藤 茂 義 東高篠	73-4364
		鈴 木 勉 七箇	77-2292			赤 股 誠 司 公文	75-0169
		岩 倉 節 夫 帆山	78-3311		農地利用最適化推進委員	畑 正 則 炭所東	79-3116
		臼 杵 慶 幸 追上	57-6007			宮 川 孝 徳 炭所西	79-2581
		白 川 清 茂 佐文	73-4362			小 野 貞 文 炭所西	79-2459
	農地利用最適化推進委員	鈴 木 雅 人 七箇	77-2630			寺 嶋 修 司 長尾	79-3149
		松 崎 智 哉 七箇	77-2443			谷 本 貴 司 長尾	79-3071
		三 野 公 宣 七箇				渡 邊 壽 孝 吉野	79-3437
		山 内 英 幸 大口	77-2935			有 信 隆 雄 吉野	79-3431
		増 田 治 新目	77-2832			楠 見 武 士 真野	73-3867
		増 田 稔 山脇	78-3520			奈 良 耕 治 岸上	73-2877
		近 石 義 則 買田	73-5376			近 石 正 明 四條	75-1772
		横 関 敏 則 買田	73-5473			高 鳥 義 光 吉野下	75-0456
中立委員	農業委員	西 村 登志子 炭所西	79-3095			白 川 豊 明 羽間	73-5144
						森 浦 五 男 西高篠	73-4474

※中立委員・・・担当区域がなく、農業分野以外の視点を
持つ委員

農業者年金に加入しましょう!



● 農業者年金は農業者のための国民年金の上乗せ年金です。

ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です!

※国民年金第1号被保険者かつ年間60日以上農業に従事される65歳未満の方

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料の国庫補助**

ポイント

3

保険料は**全額社会保険料控除の対象**
など、生涯を通じて大きな節税効果!

詳しくは… [農業者年金基金](https://www.nounen.go.jp) [検索](https://www.nounen.go.jp) <https://www.nounen.go.jp>



お問合せは、お近くのJAまたは農業委員会事務局まで

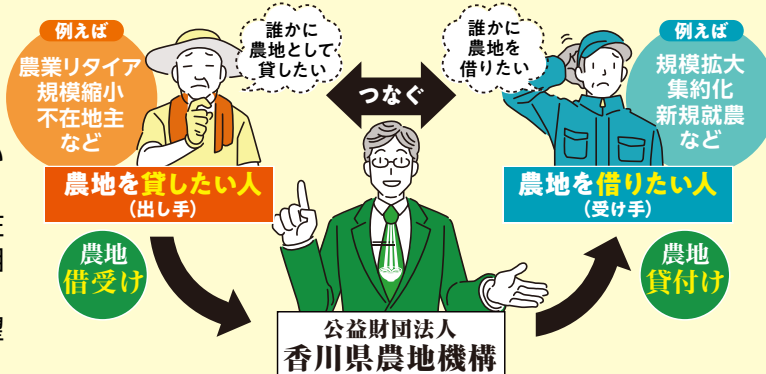
公益財団法人 香川県農地機構

香川県知事指定の 公的機関です

香川県農地機構は、農地貸借の仲介をしています。

農林課に農地機構の農地集積専門員が駐在していますので、貸付・借受希望の方はご相談ください。

※借受の可否等は、農地の状況や借受希望等により異なります。



全国農業新聞を読もう!!

◆発行日/毎週金曜日

◆購読料/月額700円 (税・送料込)

見本紙のご利用、購読のお申し込みはお近くの市町村農業委員会へ。

全国農業新聞ホームページからのお問い合わせや、メール(gyoumu@nca.or.jp)またはFAX(03-3261-5132)でも受け付けています。



ホームページはこちら

ホームページアドレス ●
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

「見やすい」
「分かりやすい」

紙面を追求して
週1回発行しています!



まんのう町賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料情報（10a当たり）は、次表のとおりです。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、農地の貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

締結（公告） された地域名	地 目	使用貸借 （賃借料0円） 筆数	賃 貸 借 筆 数	うち賃貸借 集計に用いた 筆数	賃 借 料（円/10a）		
					平 均 額	最 高 額	最 低 額
琴 南 地 区	田	88	7	7	5,800	10,000	4,800
	畑	6	0	0	—	—	—
満 濃 地 区	田	616	112	105	4,700	12,000	1,000
	畑	6	2	0	—	—	—
仲 南 地 区	田	215	27	25	5,800	10,000	2,000
	畑	21	8	8	3,000	3,000	3,000
合 計	田	919	146	137	まんのう町平均 5,300		
	畑	33	10	10	3,900		

- ※1 算出の基になるデータについて、賃借料が昨年平均の170%を超えるもの及び30%未満のものについては除外しています。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。

農耕作業用自動車の届出について

道路運送車両法により小型特殊自動車の取り扱いになっている農耕作業用自動車（コンバイン、トラクター等で乗用装置付）の所有者等は、地方税法により軽自動車税の納税義務を負うこととなります。該当する車両を所有されている方は、**「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」**による届出が必要です。まんのう町役場税務課に提出して**標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。**農耕作業用自動車の届出は、道路を走行することの有無に関係なく必要です。



【お問い合わせ先】 まんのう町役場税務課 TEL.0877-73-0104